

午後2時17分開会

○小野委員長 ただいまから契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会を開会いたします。

本日の委員会出席理事者は、日程を踏まえ、区議会事務局長及び次長のみとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

日程1、確認・報告事項に入ります。（1）論点チェックについて。契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会論点チェックリスト、資料をご確認、お願いいたします。

こちらは、前回の委員会で確認した結果などを赤字で資料に追記しております。ただいまからポイントを読み上げますので、赤字の部分等を含めて、ご確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、1、区議会にて実施することということで、大項目があります。ここが黄色い部分になっていまして、そして、「未」という赤字が入っているところがございます。全部で三つあります。①番、コンプライアンス研修の受講。今後、どんなタイミングで実施していくか。それから、当委員会で研修を開催するという事なども皆様と確認をいたしました。資料提供も含め、速やかに準備を進めますとあります。こちらは、この大項目内にある①②④との同時開催も含めて検討をするということになっております。

ちなみに、こちらは、今日の確認・報告事項の（2）のところにも係ってきますので、詳しいことは、後ほどまたご説明をさせていただくということになります。

まず、この区議会にて実施することについてなんですけれども、プラスアルファで何かご意見があれば、後ほど伺いますけれども。

この2、大項目2のところ、こちらについては、ざっとまずお目通しをお願いいたします。区の作成した報告書と対策案ということで、こちらは、ちょっとボリュームがありますので、一旦、目視でご確認いただけますか。

こちらについては、ほぼ「済」ということになっておりますが、赤字になっている箇所がございます。こちらについてのみ、一旦、確認をさせていただきたいと思っております。

（3）、中項目ですね、（3）の対応等の確認、報告書の正当性というところで、11月27日追記。これは、小項目、上段、下段ともということになっております。こちらは、追記されていることが「日弁連の指針に基づいているとの答弁だが、有識者会議の第三者の弁護士は、以前から関わっていた。警察の捜査が終わっているので問題ないと言っているが、2月7日に有識者会議を設置している。会議室で捜査が終わったのが3月29日。捜査が終わる前に委嘱している」ということで、この弁護士関連に関することが上下ですね。

そして、右側の答弁としてあります「警察の捜査終了ということではなく、警察が十分な捜査を行った後という趣旨。1月24日に元議員と元職員が逮捕された時点で、警察は十分な捜査を行った上で逮捕に至ったと考えており、時系列的な矛盾はない。弁護士の第三者性は、日弁連の指針を参考に実施している。第三者の検証の仕方は様々なやり方があるということで記載されている。有識者会議の弁護士は、今回の事件に全く関わっていない

いので、利害関係者ではない」という答弁です。

それから、その下段にあります、もう一つの答弁についてです。これは、委嘱した弁護士が利害関係者に当たるのではないかということに対する答弁です。「当事者から相談、意見照会等を受けたものが利害関係者に該当するとのことについては、指針で言う相談は、一般的な相談ではなく、さらに踏み込んだ内容、今回の事件を踏まえた上で様々な事実を開示して相談し、弁護士がいろいろ知った上で、相談に至ったときに関係者として問題があるという規定と理解している。一度でも相談をするとその弁護士に委託できないということになれば、誰か分からない人に委嘱しなければならず、適切な事務執行はできないと考える」。こちらは、取扱いが「済」になっています。これ、「済」になっているというのは、右に書いてあるとおりで、何度か、これ、質疑があったんですけども、これはこの委員会だけではなくて、本会議ですとか、それから、ほかの決算の特別委員会などでも似たような質疑があったと思うんですけど、区と委員の見解相違で折り合うことが難しいため、それぞれの質疑をもって終了とするということになっています。

要するに、それぞれが捉え方も含めてですけど、平行線になっているということで、これは、これ以上やり取りをしてもということ、取扱いが「済」になっているという、そういうことです。（発言する者あり）

これ、一旦、ざっと確認してからでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そして、次ですね、次のページ、「未」になっているもの、大項目は変わらず、小項目のところ。「前副区長の関与」、公判内容と報告書で異なる。確定記録の確認が必要。こちらは、事務局で確定記録の閲覧が可能か確認中となっていますけれども、これについては進捗がございますので、後ほど、（3）の刑事確定記録閲覧手続きについてというところで詳しく皆様にご報告をしたいと思います。

そして、11月27日の追記として、「刑事裁判で量刑判断に用いる判決書記載の事実も裁判所は認定したものだ」と3人の弁護士が言っている。事実認定している」という、これに対する答弁として、「裁判所は今回の判決の中で、罪となるべき事実でこういった犯罪があったのかということを確認している。その中では、元副区長等はこちらには一切出てこないことから、裁判所は、元副区長についての犯罪事実の認定はしていないと認識しており、判決の読み方については弁護士に確認している。元副区長は書類送致すらされていないことから、新たに犯罪があったというような判断はしていない」ということで、こちらが「未」になっています。

いずれも、こちらは、先ほど申し上げた確定記録の閲覧というところに係ってくるかと思しますので、後ほど質疑があれば、お願いいたします。

ということで、ざっと、今、「未」になっているところ、それから、赤字になっているところということで確認をさせていただきました。

今回のこの確定記録の閲覧というところについては、後ほど事務局から詳しく説明をしていただきたいと思います。ですので、まずは、この論点チェックリストの整理について、皆様にお伺いしたいのが、修正の必要性を感じる場所があるか、ないかですね、今の「未」のところ。併せて、質疑ありましたら、お願いします。

できれば、順番に関連でお願いしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

1については大丈夫ですね。後でコンプライアンス関連の研修については、詳しくご案

内します。

3ページ目の——牛尾委員。

○牛尾委員 この研修についてですけれども、コンプライアンスの研修というのは、次、項目があるので、具体的に進みそうですが、政治倫理条例の勉強会、あとは、議会基本条例の勉強会、これは一緒にという話もありましたけれども、行う方向ということで確認を  
していいのか。来年度、来年になりますと、そんなに期日もないということで、もし、やる  
んでしたら、講師の都合もあるし、早め早めに手を打っていかないと、できなくなって  
しまうんじゃないかなという不安はあるんですけども、いかがですか。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

こちらについては、今の、今日の実際に確認事項・報告事項、3点やりますけれども、  
この後のコンプライアンス研修のところでも詳しくご案内いたしますが、当然、実施をする  
という方向で、今、調整しております。どういう内容があるのかとかという、その辺り  
の質疑も前回ありましたので、そこを別資料でまとめていただいていますので、そのとき  
に併せて事務局からも報告をしていただくということで、よろしいでしょうか。

○牛尾委員 はい。

○小野委員長 はい。それでは、ほかの項目については、いかがでしょうか。

特になければ、このままで。

○はまもり委員 すみません。

○小野委員長 あ、今の関連じゃないですよ、のざわ委員。

○のざわ委員 関連。

○小野委員長 コンプライアンス研修の件ですか。

○のざわ委員 コンプライアンスじゃなくて、その下ですね、政治倫理条例。

○はまもり委員 どうぞ、どうぞ。

○小野委員長 政治倫理条例のところ。ということは、この大項目1の区議会にて実施す  
ることということですね。こちらも、一応、もし研修に関することでしたら、(2)、  
この後の(2)のコンプライアンス研修についてというところでやりますけれども、ちょ  
っと違う内容でしたら、今、伺います。

○のざわ委員 研修……

○小野委員長 はい。のざわ委員、では、手を挙げて、お願いします。

○のざわ委員 研修に近い、研修、研修、あ、研修ですね。じゃあ、研修のところ、す  
みません、倫理条例のことはまたお話しさせてください。すみませんでした。

○はまもり委員 じゃあ、いいということですか。

○小野委員長 後ほどの(2)のコンプライアンス研修のところでもまた質疑をされるとい  
うことで、よろしいですか。

○のざわ委員 そうですね。

○小野委員長 はい。承知いたしました。

それでは、はまもり委員、先ほど手を挙げてくださっていましたが、どうぞ。

○はまもり委員 2番の(3)のところですね。今、赤文字になっているところを含めて  
なんです、ここのところで、見解が分かれた場合には、分かれた旨を記録として残すとい  
うことで確認していたので、念のため、そこが、今、質疑をもって終了というふうには

なっているんですけども、ここだけではないんですが、相違があったものについては記録をもって残すということで、再度確認させていただきたいと思います。

○小林副委員長 関連。

○小野委員長 はい。関連。小林副委員長。

○小林副委員長 これは、質疑をもって残すではちょっと足りなくて、委員会として、このところは、執行機関と見解が相違したわけではないんで、こちらの言っていることに答えてくれないだけで、答えが違っているというところで、委員のほうの指摘と役人の回答が合っていないから、それが合っていないと出したら、意味がないんで。こちらでは、それは課題であるという、例えば、弁護士についての第三者性というのは、完全に理事者のほうは第三者性はあると言っていて、こちらはないという理由を述べているのに、その理由に対して返答がないわけで、それで見解の相違ということで、ここでは落ちているんで、見解の相違ではないということだと私は思うんで、そこをただ議事録に載けても、あんまり意味がないという。やっぱり委員会としての確認をしていただいて、このところはどうかかというところに詰めていかないと、委員会ですら話ただけになってしまうたらいけないと思うんで。

だから、委員会として、執行機関に対する申入れというか、だと思ってるんで、その辺だと思ってるんですけど、よろしいですか。

○はまもり委員 そうですね。

○小林副委員長 ちょっと待って。委員間じゃなくて。ちょっとそういうことです。

○はまもり委員 はい。委員間じゃなくて。

○小野委員長 はい。副委員長から今ありました。ということは、この委員会確認事項ということで、それぞれの質疑をもって終了とするというところを、何かしら修正をしたいという、そういうご意見でよろしいですか。

○小林副委員長 修正というか、見解の相違で折り合うことは難しいということで結論にさせていただいては困るという話。（発言する者あり）

○小野委員長 今、大項目2の中項目（3）の赤文字のところですね。その右側、委員会確認事項ということで、ということは、これはどのようにされたいとか、ございますか。

○小林副委員長 弁護士の第三者性については、執行機関の答弁とこちらの質問が違っているんで、その点については乖離があったという。要するに、折り合っていないんじゃないじゃなくて、乖離があるということを書いていただきたい。

○小野委員長 乖離があるですね。

○小林副委員長 乖離。乖離。

○小野委員長 はい。今のこの関連でよろしいですか。関連で。

○白川委員 関連。

○小野委員長 はい。白川委員。

○白川委員 先ほどのご意見で、第三者性というお話があったんですが、その前に、弁護士が相談したからといって、もう一回、そこに委員に入れることが関係者になるという話、私、聞いて、ちょっと調べたんですが、そういう例は過去にないんですよ。つまり、そこで、関係者になるなんていうことをこちらで決めつけて、これがこちらの意見であるというのは私は承服しませんので、あくまで、この会議で分かれているというふうに記してい

ただきたい。

○はやお委員 同じところですよ。

○小野委員長 はい。はやお委員。

○はやお委員 私も副委員長と同意見で、やはり質疑を尽くすということがこの委員会のほうで大切なことだと思っているんです。やっぱり議事録を見ますと、結局は何かというと、決算の特別委員会のために、法務担当の方がこうおっしゃったんですね。第三者機関と有識者機関は明確に違うんですよ。でも、ただし、警察の捜査を尽くした後なので、この第三者機関として呼んでいいという、そういう説明だったわけです。で、尽くしたという定義がどこなのかというのが、前回の11月27日の質疑で明確に違いが出たんですね。区側は何かといったら、逮捕されたから、結局は捜査が尽くされたというふうに検討しておりますので、問題ない。でも、ある委員は、結局は副委員長ですけれども、3月29日に会議室を返還したから、そこで初めて捜査が終わった、尽くしたということではないかという見解だから、ここに大きな見解の違いがあるわけです。

ここのところについては、執行機関はこう言っている、こっちはこう言っている。けれども、質疑のところ、その乖離とか相違について、どちらを根拠にしてやっていくのかということは、委員会として独自に確認をしないといけない。それは意見じゃなくて、エビデンスに基づいて、根拠に基づいて、この乖離は何で起きているのかということを確認するという人が必要。場合によっては、警視庁のほうに、どこをもって終結したのかという確認をする必要があると思います。逮捕によってということは、あり得ないと思います。普通は、だからこそ、千代田会館10階を借りていたんですから。というところの見解をやっぱり明確にした上で、ここについてはどうか、それで、執行機関が言うことの、区は逮捕した時点、これがそういうことであれば、それで結構です。だから、そこを一つ一つ、委員長、委員長が議事整理していただかないと駄目なんですよ。だから、そこはちょっと整理していただきたい。

○小野委員長 そこを……

○はやお委員 まず、一つですよ。

○小野委員長 まず、今、この小項目、11月27日の追記について、ご意見を頂きました。先ほど副委員長から折り合うことが難しいためというんじゃなくて、乖離があるんだというご意見がありました。

○はやお委員 その乖離が今……

○小野委員長 そして、そして、白川委員から、そうではなくて、会議で意見が分かっていると、ご自身で第三者というところについてお調べになったところで、意見が分かっているということで、そういうふうにまとめるのが妥当であるということで、ご意見を頂いています。

これ、ほか、ご意見ありますか。（「質疑じゃない」と呼ぶ者あり）

○白川委員 これ、再発防止委員会なんですよ。再発防止のために必要なのは、あくまで事件の前を考えることなんですよ。延々と事件の後に行政がどうやった、こうやったという話を掘り返してですよ、（発言する者多数あり）それね、再発防止の趣旨と違うんですよ。

○小林副委員長 あなたがそう思っているだけ。

○白川委員 いえいえ、違いますよ。だって、再発防止委員会の主たる目的というのは、議員の倫理性を上げて、再発を防ぐことなんです。

○小林副委員長 それはあなた一人思っているだけ。

○小野委員長 いや、まあ、今、白川委員が発言されているので、聞きましょう。

○白川委員 ええ。で、延々と、行政が事件後に何をやった、かにをやったということ掘り起こしたって、再発防止にならないんです。（発言する者あり）ですから、話を事件に、あくまで事件に集中させてください。（発言する者あり）時間を、このね、後で第三者委員会がどうのこうの、どうのこうのという話を掘り返したって、再発防止にならないんですよ。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

第三者は、それぞれ、今ご意見いただきましたけれども、関連だと思うんですけども、この日弁連の指針というところに照らし合わせて、それぞれで質疑が行われたというところがここに書いてあります。実際に、1回じゃなくて、もう何回か、これ、やり取りがあって、それは本会議場でも……

○はやお委員 ……3回だ。

○小野委員長 本会議場でもありました。本会議場も含めてですね。というところの中で、答弁に対する納得度というところ……

○小林副委員長 納得じゃない。

○小野委員長 納得——納得だとは思いますが、納得度ではないというご意見もある中で、それ、ここはもうご意見が分かれていると思うんです。これをどうするんですか、そうすると。これは修正するかしないかというところで、ちょっと、今、私、皆様に投げかけをしています。

はまもり委員。

○はまもり委員 ちょっと関連で。少しずれるかもしれないですけど、ここは、私も、そういう意味だと、気になったので確認はさせていただいたんですが、一つ、これは、論点整理として、対策を考えるためにまとめたものなので、多分、今日の趣旨としては、じゃあ、勉強会どうするということふうになっていくんだと思うんですが、ただ、ここの見解って、すごく大事なんですよね。ここに関しては、今度、どうやって報告書を作っていくかといったところに関わってくると思うので、区民に伝える報告書をどうやって作っていくか、この辺の論点をまとめていくときに、やっぱり意見が分かれたと書くのかとか、そこはそこで、また確認が必要になっていくと思うんですよね。だから、ちょっと、そっち、この中でやっていくのか、あるいは関連しているんですけども、報告書というところでやっていくという考え方もあるかなと思いました。

○小野委員長 はい。ご意見ありがとうございます。

今後、おっしゃるとおりで、報告書などをまとめていく際に、今の状況をどんなふうに見え、可視化、活字化していくかというところで、これは皆様と協議が必要な点だろうなというふうに思います。

まずは——副委員長。

○小林副委員長 先ほどの弁護士の件ですけども、この第三者性というのは、何でいじっているかというのは、この第三者の弁護士が入った検討委員会が報告書を出しているか

ら、その報告書を区としては対策しているわけですよ。その対策が正しいかというか、それでいいのかというのを確認しているんで、そこをそこをそうじゃない、それは議員が反省しろとか言っちゃうと、そこをそこが曖昧になっちゃうから、その区が出した報告書、報告書というか、今後の対策書に対しての意見なんですね。それを確認しているんで、そこを間違えないで。

それから、弁護士にしても、1回相談したと言っている、これは非常に不自然で、区が1回出してきた弁護士というのは、非常に高名な有名なたどり着けないような、1回ではたどり着けないような人を不自然に出してきているんですね。その不自然に、例えば、中村弁護士とかですよ。これはたどり着けない、普通じゃ。だけど、区はたまたま見つけたというような偶然性で言っているんだけど、その偶然性も少し疑義があるということ指摘しているんですけど、たまたま見つけました。でも、これは、こちらで証明のしようがないんですよ。たまたま見つけたら、こんないい人がいました。で、それをやったからいいって、それをやったから、そういう人が1回関与したからって、その人はすごく関与していて、これから全てに関与していく人だから、第三者性はないと言っているんで、そこを、ちゃんと委員会としても確認してもらいたいということ言っているんで、ここは意見が分かれたというよりも、役所はあくまでもずっとそう言い続けているんで、そこには課題があるんだと。課題というか、問題じゃないかということ言っているんで、その辺をちゃんと落としていただきたいと思うんで。意見が相違しているわけではないです。（発言する者あり）

○小野委員長 はい。念のため、確認です。ここにある小項目あります。小項目、11月27日追加の。これに対して、答弁がこうありました。これも11月27日の委員会までの確認事項ということでもあります。ここについては、特に変更はなしで、確かにこうだったよねということよろしいですか。

○はやお委員 小項目は、1月27日に……

○小野委員長 はい。11月27日にこれを追記しました。そして、答弁もこう来ました。

○はやお委員 答弁については、まだちょっと……

○小野委員長 こういう答弁だったということについては、確認が必要。

○はやお委員 この答弁について、どうしてそういうふうなこういうまとめ方になったのかというのを確認したい。だから、本当は、今日——委員長。

○小野委員長 はい。はやお委員。

○はやお委員 すみません。何を言いたいかというと、ここの中の論点を整理するといったときに、答弁の確認をしなくちゃいけないのであれば、執行機関をこの場で確認で呼んでいなくちゃいけないんですよ。それで、いや、こういうふうになりました、いいんですかと確認をしたときに、こういうこと言いました、何々でしましたといったときに、執行機関がいなかったら、どういうふうになるんですか。また我々で話し合うんですかということなの。

じゃあ、一つ言いますよ。ここをここについて、議事録に書いてあるのかどうか知らないんですけども、そこは、ちょっと見たとき、書いていないんですよ。11月27日のその確認事項、答弁のところですね、一番下から3行目、「有識者会議の弁護士は、今回の事件に全く関わっていないので、利害関係者ではない」と。こんな答弁したんです

かね。もし、したとしたって、これはとんちんかな答弁だと思います。何かといったら、利害関係者というのは、何度も言います、千代田区なんですよ。千代田区と接触して、弁護士が利害関係者になるわけじゃないですか。そこを何度も言っているのに、この書き方については、どういう意図でこうなったのか、いや、そういうふうに言っていない、いや、そう言いました、いや、こういう意味でしたと確認をしていかなきゃいけないんですよ。我々だけじゃ分からないんですよ。そこを、まず……

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

まず、今、はやお委員おっしゃっていることで、ここに全ての議事録そのまま転記しているわけではないです。ですので、まとめている中で、これは違うだろうということがあったら、今のようにご指摘いただいて、そちらは要調整かなと、修正をかけるのかどうかというところですよ。

○はやお委員 確認はしていただきたいと思います。だから、今日は……

○小野委員長 なので、理事者が、理事者に対して、この内容について質疑をするというよりも、この論点のチェックリストとして、これがどうですかということを今回は確認をしているわけですよ。そこですので、そこをもって、またリバイスが必要であれば、リバイスをかけて、そして、理事者がいるときに質疑をするということになりますので、まずは、ちょっとこの中身のことでお願いをします。

○はやお委員 いや、だから、そういうことだから、これは違うんじゃないんですかということを行っているんで、それで、皆さん、いろいろ委員の中でも多くの方は早くこの特別委員会を閉じたほうがいいんじゃないかと、結論を出したほうがいいんじゃないかと言っているだけに、本来であれば、このところを、今日、執行機関を呼んで、確認して、一つ一つを詰めていくというのが、僕は委員長の役割だと思うんですけども。だから、このところは、今日来ていないから、これ以上は言わないですけども、何をもって、逆に言うと、この論点をチェックしようと言っているのに、執行機関を呼ばなかったかというのは、僕は理解できません。

○小野委員長 何度も申し上げますけれども、前回、やり取りをしていることを一旦……

○はやお委員 じゃあ、次回呼べばいいんですよね。

○小野委員長 そういうことです。なので……

○はやお委員 じゃあ、時間がかかりますね。

○小野委員長 まずは、この内容でどうか、間違っていると、ここは違うよとか、解釈が違うよとか、先ほど申し上げたとおり、全ての議事録を転記しているわけではないので、そこについて、まずは修正があるか、ないかということを皆様に確認をしていますので、この内容についての質疑、ここについては、それ、一旦まとめてからですね、一旦、これを精査してからにさせてください。

○はやお委員 結局は、じゃあ、時間がかかるということですよ。次回になるんだから。ここで、本当だったら終結できるか——じゃあ、こう直しましょうねって。でも、いいです。もう今言ったって、また同じことを委員長整理されるということであれば、もうそれはいいです。だから、先ほど言った捜査の終了というのは、区は逮捕すること、委員は3月29日に会議の会議室の返還を求めたことによって終わったこと。これはそこがあるわ



けです。だから、そこを一つ一つやっていると、じゃあ、何をもって、本当に突き詰めて、このところ——で、それが何かといたら、第三者機関の定義だとか、そのところに大きく関係するから、じゃあ、これは第三者機能として果たしていたのか、果たしていないのかという話にもなるわけですよ。まあ、そこはいいです。

今、そこでそういうことになるから、次回やるということでもよろしいわけですか、お答えください。

○小野委員長 これ、今、「未」と「済」になっていて……

○はやお委員 教えてくださいよ。

○小野委員長 はい。「未」と「済」になっています。「済」になっているとはいえ、これ自体は、実際に、全てが合致したわけではない「済」ということで取扱いをしています。ですので、この答弁に対して、何か、いや、答弁に対して、これは違うと、これはもっとやったほうがいいとかということであれば、それはそれで今までと同じだと思えるんですけども、この中身で修正点があるんだしたら、今頂きたいということで。

大坂委員。

○大坂委員 いろいろご意見あるのも承知ですが、委員会として、しっかりと方向性を持って着地点を模索していく中で、時間も限られていると。できれば、来年1定をめぐりに、私としては報告書上げるべきだというふうに考えている中で、こういった形で論点を整理していただいて、大分、先が見えてきたのかなというところがあります。全体的に俯瞰をしてみると、まだ「未」となっているところが、そんなにもう多くない中ですので、こういった、もうちょっと質疑を深めていかなければならないという項目に関しては、この部分なんですけれども、「済」ではなくて、これを「未」にするだけ、この修正だけはしていただいたほうがいいのかなと。ただ、やはり期限を切らなければいけないところではあるので、1回、1月なのか、2月なのか分からないですけども、そこは委員長、副委員長が調整していただいて、この部分について、専門的に質疑をする時間をある程度つくっていただけるとありがたいのかなと。

その上で、やはり、ここは、そごというのは恐らく埋まらないもんだと私は考えています。とはいえ、そこは質疑はし尽くすべきだとは思っているんで、その質疑をし尽くした上で、それを報告書に取りまとめていただくと、そういう方向がいいのかなと思っているので、（発言する者あり）ここについては、「未」にしていただければと思います。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

ということは、今のご意見で、今、取扱い「済」になってはいるんですけども、引き続き、これはしっかり議論をする機会が必要だということで、取扱いを変えるという、そういう受け止めでよろしいですか。

これについて、皆様、いかがですか。

○白川委員 私は反対します。先ほども言ったように、再発防止です。行政が何をやったかというのを、ここは評価するところじゃないんですよ。ここは、あくまで議員の立場で再発防止をするという場所であって、そこで、第三者かどうかというのを延々とやるというのはおかしいです。（発言する者多数あり）つまり、ここでは、限られた時間の中で、いかに議員が反省して、もう一回事件を起こさないかという場所なんですよ。だから、そこに時間を割くならまだ理解できますが、こんな第三者かどうかというのを延々とやる

場ではないでしょう。（発言する者あり）

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

限られた時間の中で——えごし委員。

○えごし委員 私も議論はしっかりし尽くすべきだなというふうに思っておりますので、大坂委員に言っていたように、「未」にするということもあるのかなというふうに思っております。その上で、ただ、今後、様々この質問をしていく上で、なかなか区からこの答弁以上のが出てくるかなと言われると、かなり難しいかなというふうにも思っております。議論はもちろんし尽くした上でですけれども、今後、また報告書をまとめていくときに、こういう答弁に対して、委員からは答えていない、しっかり答えてくれているんじゃないかという指摘もあったという形で、ちゃんと報告書に残しておくというのが必要なんじゃないかなと。これ、ずっと出てこないから、やり続けるということも難しいと思いますし、意見というのがあれであれば、そういうご指摘があったと。ただ、もちろん白川委員の意見もありますので、全体的に、この委員会として、それが課題だと言っているわけではなく、あくまでも委員からそういう指摘が出ていたということで記録をしていくという形も大事なんじゃないかなというふうに思っております。

○小野委員長 はい。ご意見ありがとうございます。

先ほど大坂委員からも個人的な考えとして、その1定である程度集約をしていくというご意見がありました。ただ、一方で、まだ議論が必要じゃないか、また、これ、この委員会の目的はそもそも自分たちの再発防止というところでしっかり考えていくべきだから、これは要らない、これについてはもう「済」のままでいいんじゃないかというご意見もありました。

一旦、今、幾つかご意見を頂きまして、最後、えごし委員からも、実際に限られた時間の中で、これをどういうふうにしていくかというところで、しっかり考えますので、一旦、これはちょっと正副でお預かりしてよろしいですか。今ご意見いただきましたので。

○はやお委員 内容をもうちょっと確認して、それで預かってよ。

○小野委員長 はい。はやお委員。

○はやお委員 ここのところの第三者機関ということについて、有識者会議がそれに匹敵するか否かということに関して、私は、指針のところにそう書いてあるから、そうですと言った。その理由としては、3ページのところの3番、下から注釈を除いたところに、本指針においては、地方公共団体から外部の弁護士等に対して対象事案を委託する場合は、第三者機関を含め、第三者機関とする、つまり、内部機関もそれを認めるよということで、第三者。だから、それはいいですよ。けども、注釈が書いてあるんですよ。4番のところ、3ページの4番のところ、地方公共団体がその執行機関の内部に法定外の組織として第三者調査委員会を設置する例が多く見受けられる。実際、多く見受けられるんですよ。実際、この前もあった。ほかの江東だったか何かのときもあって。でも、ただ、執行機関の内部に設置されるものであるため、公平、中立性の確保の点に問題がないわけではなくと書いてあるんです。つまり、非常に注意をしていかなくちゃいけないよって、指針では書いてあるんですよ。だから、こういうところについて、指針を大切にやってきていると言っているながらも、この注釈をどう理解して、担保を外形的にもしていかなくちゃいけないということの中での質問ですけども、そこを確認したかったわけです。

でも、また今日はいらっしゃらなかった。だから、そのこのところは、「未」になりましたから、そのこのところについては、議事録を残しておいていただいて、そのこの質問項目をきちっと明快に答えていただくように準備していただきたいと。

それで、あと、もう一つ、結局は、1月27日の追記というふうに書いてあります。その下のところですね。今回委嘱した弁護士は、地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針の利害関係者に当たる。こんなことは言っていませんから、私。何を言ったかといったら、4ページに書いてある委員の在り方ということを行いました。そのときに、対象事案、つまり、今回は、何だっけ、官製談合防止法違反に関しての対象事案の関係当事者から相談、意見照会等を受け、助言し、または、自己の認識、見解等を述べたこと。誰が利害関係者と言ったかというわけじゃないんです。相談を受けた瞬間、委員としては入っちゃ駄目なんですよと書いてあるんですよ。だから、こんな、このこのところは違うんですね。弁護士の方を利害関係者って、いつ言いましたかという。だから、そこをまず訂正していただきたいと。

それで、こういう状況の中で、どういうことが起こっているかということ、答弁のところで、「指針で言う相談は、一般的な相談ではなく、さらに踏み込んだ内容、今回の事件を踏まえた上で様々な事実を開示して相談し」と書いてあるんですよ。ということは何かということ、一般的な相談と、さらに踏み込んだ内容というのは、どういう基準で分けているんですかということなんですよ。でも、私は、ここに書いてある指針のところから従って、参考にとは言いましたよ。従ってやったということであれば、外形的に見られたときに、形式的に見たときに、これを入れちゃ駄目ですよと書いてあるものを、それが実態論としてはそうじゃなかったとか、そうであるということとは関係ないんですよ。区民の目から見たときに、これは駄目だよと言われていたんだらば、それを外しておくのが普通なんですよ。

そういうところに、何かといったら、言っていますよ。たった、たった1回とか、何だ、村木さんはこう言っていますよ。一般的なそれは確かに言いました。それを、たった1回だけ言っただけで、もう先ほど——あ、ここで言った、先ほども申しましたように、一度でも相談をしてしまうと、もうその弁護士に委託できないのか、委嘱できないのか、そういうことになりますって、こういう言い方しているんですよ。駄目なんですよ、1回でも相談したら、この指針は。それが、さっき言ったように、三度相談しちゃっているんですよ。分かりますか。何か、委員長、私の……

○小野委員長 いや、分かる。

○はやお委員 分かりますよね。

○小野委員長 もう前回もその話を聞いているんで。11月27日……

○はやお委員 だから、だから、三度、そのところに、11月8日、11月19日、もうこうやって三度もやっているわけですよ。そういう相談をしまっているんだらば、結局は、今回の委員としては、本来であれば、きちっとやってくれているというふうに私も信じていますよ。けども、実態論じゃないんですよ、形式論なんですよ。そういうところで見られるようなことをしてはならない。つまり、行政がやるべきというのは、何度も言うように、デュー・プロセス・オブ・ローということで、適正手続きがしっかりしているのかということが、唯一、区民に対して説明ができる内容なんですよ。そういうところ

で自分たちが帰着するこの指針について、従っていないということに関しては、おかしいじゃないかって、何度も言っているわけです。

だから、それが、そうでなければ、その根拠たるおかしくないという理由をきちっと言わなくちゃいけないんですよ、説明。で、今日、来ていないじゃないですか。それを確認したくて。

○小林副委員長 それは確認する。

○はやお委員 で、今度は確認するというところだから、いいんですねということを確認したいです。

○小野委員長 今ありました、まず、11月27日追記の下段ですね、こちらが、まずは修正の一つ目ですね。これは、はやお委員のご発言というところで、修正をするということで、これ、一旦お預かりいたします。

そして、その答弁、（発言する者あり）ちょっとお待ちいただけますか。その答弁についてというところがあるんですけど、これは、先ほどから注釈とおっしゃっているのは、11月27日に追加資料したものの下部にあることを、今、お話を頂いているんですけども、またそこをちょっとご覧いただければと思います。それについてのやり取りというのもあったんですけども、（発言する者あり）ちょっと一旦休憩いたします。

午後3時00分休憩

午後3時08分再開

○小野委員長 それでは、再開いたします。

様々ご意見を頂きました、この大項目2、中項目（3）の11月27日の追記分についている質疑についてのところなんですけれども、こちらについては、一旦、「済」という取扱いのところから「未」に変えさせていただいて、内容については、一旦、ご意見いただきましたので、こちらでお預かりをいたします。

次回の委員会の中で、ここについて、一度質疑をしていただくような機会を設けるということで、調整をしていきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、次、最後ですね、最後のところの「未」のところについて、こちらについて、何かございますか。

こちらはよろしいでしょうか。これは、この後の（3）の刑事確定記録閲覧手続きというところにも関わってくるので、もし、この段階でなければ、この論点整理について、論点チェックについては終了したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。次に、（2）コンプライアンス研修についてです。

こちらは、事務局から資料の説明をお願いしてよろしいですか。

○石綿区議会事務局次長 それでは、私のほうからは、本日の議題の2番目、コンプライアンス研修についてという議題で記載してある点でございますが、前回、委員会でご要望いただきました各種研修会あるいは勉強会になりますけれども、こちらの開催について、資料とともに、事務局からのご提案ということでご説明をさせていただきたいと思っております。

前回の委員会では、契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会、この論点チェックリ

スト、今ご議論いただいたチェックリストでございますが、こちらに基づきまして、今後、議会が実施することとして、コンプライアンス、それから、政治倫理条例、それから、議会基本条例に関する議員研修あるいは勉強会ですけれども、こちらの開催をするというところは、繰り返しになりますが、お決めに頂いたというところでございます。こちらの開催に際しまして、委員長からご指示を頂きました内容、また、関連する点もございまして、のぞわ委員より以前から資料要求を頂いておりました件も含めて、お決めいただきたいこと3点、それから、ご説明のみとさせていただくこと1点、合計4点を、順を追って私のほうからご説明させていただきますので、少々お時間を頂戴いたしたいと思っております。

1点目でございます。コンプライアンス及び政治倫理条例、議会基本条例に関する研修あるいは勉強会についてでございます。冒頭ご説明をいたしましたとおり、前回の委員会では、こちら、三つの研修の開催についてお決めいただき、講師の候補について提案をご指示いただいたところでございます。本日は、講師に関する資料というところでご用意をさせていただいておりますが、まず、このご説明の前に、既に議員の皆様方にはもうこれは釈迦に説法というお話になるかもしれませんが、改めまして、私のほうから簡単にコンプライアンス及び政治倫理条例、議会基本条例のそれぞれの一般的な考え方、ポイントの部分のみご説明をさせていただきます。

まず、コンプライアンスについてでございますが、これは一般的に言われている地方議員におけるコンプライアンスというものでは、公正で信頼される議会運営を実現するために、法令や規則を遵守するだけでなく、社会的な要請や倫理的な責任を果たすことを指すものでございまして、具体的には法令遵守、倫理規範の遵守、これは政治倫理を守って、利益相反を避けることであったりするわけですが、それから、透明性の確保ですね。例えば、政務活動費の適正な使用とか、議会活動の透明性を確保することであったり、それから、住民の信頼確保、これは住民の声を反映して信頼を得るための活動を行うことといった要素を守るといのが重要だというものでございます。

次に、政治倫理条例でございますが、地方政治の透明性と公平性を確保するため、地方自治体の政治家の倫理について規定した条例を指すものでございまして、主に、資産公開、職務関連犯罪での逮捕、起訴に対する説明責任、有罪判決を受けた場合の問責制度などを規定している例が多いというような状況でございます。具体的な内容は様々でございますが、一般的には、政治倫理基準として、政治家の皆さんが公正かつ誠実に職務を遂行するための倫理的な指針や規範、行動基準などというものが挙げられるものでございます。

最後に、議会基本条例でございますが、こちらは地方議会の組織や運営の基本方針とルールを定めた条例のことでございまして、地方議会はどのように運営されるべきかを明確にして、住民との関係を強化して、議会の透明性と信頼性を高めることを目的とするものが多いものでございます。こちら、具体的な内容は様々でございますが、一般的には、議会の基本理念として、議会の役割や使命を明確にするですとか、住民との関係強化として、住民との意見交換会の開催、住民の議会活動への参加促進ですとか、政策形成機能の強化として、反問権の導入であるとか、一問一答方式の導入であるとか、それから、議員間討論の実施など、地方議会が住民に開かれた透明性の高い運営を行うための重要な内容を規定されるものが多いような状況でございます。

ただいまご説明いたしましたとおり、研修を行う予定の三つのテーマにつきまして、コ

コンプライアンスと政治倫理条例につきましては、共通点として倫理というキーワードが挙げられることから、関連性が強いものかなというふうに判断をさせていただきます。一方で、議会基本条例につきましては、議会運営そのものに軸を置いたものでございますので、少々、この前二つのテーマとは性質が異なるのではないかなと推察をしているところでございます。そのため、現時点で、再発防止という観点から実施、開催をしようというようなところでありますと、この理由にストレートに合致する部分というのは、少しこの三つを同時にということであると、整理が必要かなというふうな気がしております。こうしたことから、この当委員会では、まず、コンプライアンスと政治倫理条例、これは可能であれば、講師のご都合にもよりますけど、例えば、お一人の講師で両方できるというパターンもあるかもしれませんので、それであれば、セットでということと、まずは、こちらの議員研修を開催させていただいて、改めて、時期を見ながら、議会基本条例の研修の開催というのを進めてみてはどうかというところで、ご提案を差し上げますので、ご判断を頂ければと存じます。

そのまま続きまして、2点目でございますが、研修の講師につきまして、資料1、千代田区議会議員コンプライアンス研修の検討におまとめをさせていただいた講師をお決めいただくための参考資料として、3名の方の実績などを、まずはおまとめさせていただいております。こちら、ご説明させていただきますが、なお、現状では候補の段階ということでございますので、講師の方の個人名というのは、恐縮ですが伏せさせて、資料を作成させていただきます。

まず、お手元講師候補Aさんでございますが、こちらは、女性の講師でございます。弁護士として、自治体の議会の書記も兼任しながら法務室長をご経験されておまして、各地で議員向けのコンプライアンス研修講師をご経験のほか、コンプライアンスに関する書籍の監修も務められているところでございます。

次に、真ん中、講師Bでございます。こちらのBさんは、国会の法務関係部署での勤務を経た後、弁護士として各自治体で条例立案支援や研修に携わっておられまして、各地で議員向けのコンプライアンス——失礼しました、各地で議員向けのコンプライアンス研修講師をご経験のほか、大手出版社のeラーニング、いわゆるパソコン上で映像を見ながら受けるような研修でございますが、こちらでもコンプライアンス講座の講師を務められているところでございます。

なお、こちらの講師は、当区議会で、8月に議会活動条件整備等検討会で実施をいたしましたハラスメント研修の講師もご担当いただいた方でございます。

最後に、講師候補Cさんでございますが、こちらは、全国都道府県議会議長会事務局での勤務を経て、各自治体での講義などをご経験されておまして、一般財団法人地方自治研究機構で議員向けのコンプライアンスの講師、それから、同じく、eラーニングでは、地方議員政務活動費の基礎講座の講師なども務められている状況でございます。

どちらの講師の方も、我々議会のほうで求めている内容に合致したような研修の実施が可能かというふうに考えてございますが、何分、講師の方のご都合ということもございまして、こちらのお三方の中から講師をお願いするということと、併せて、最終的な人選につきましては、正副委員長に一任を頂けるかどうかというところをご判断願えればよろしいのかなと考えてございます。

まず、これがお決めいただきたいことの2点目と、あと、次は3点目でございます。3点目は、研修の対象者でございますが、今回、このコンプライアンスの研修を実施する際に、本委員会の委員のほかに、全議員にもお声かけをして参加を募るといふことでよろしいかどうか、こちらについて、お決めいただければ幸いです。

以上3点が、まず、お決めいただきたいことでございます。

最後、4点目でございます。こちらはご説明のみとなります。のぞわ委員から3月27日のこちらの委員会で資料の要求を頂いておりまして、この間ご用意してございませんでした資料につきまして、前回の委員会でのご指摘を受けまして、今回、資料2、コンプライアンス学習パッケージの事例といたしまして、事務局のほうでご用意をさせていただいたものでございます。質疑の際におきましては、人事課より資料提出のお話というのでもございましたが、同資料に関する質疑につきましては、かねてから私がお答弁を差し上げた経緯もございますので、民間事業者が提供しているカリキュラムを参考に、所管課から情報提供を受けながら、コンプライアンスに係る研修事例として、3種類の内容をまとめさせていただいたものが、こちらの資料でございます。

まず、事例の1点目でございます。（1）集合研修、座学の一例でございます。こちらの講義は、コンプライアンスとは、ハラスメント対策、IT・情報リテラシーという三本柱について、120分で行われている講義でございます。こちらは、本委員会で執り行う、今、講師の候補をご説明いたしました、こういった研修もこういうイメージかなというふうに思っております。

次に、事例の2といたしまして、こちらは、従前から区の職員を対象に実際に行われているeラーニングによるコンプライアンス研修の一例となっております。こちらの内容といたしましては、まず、法令として学ぶこととして70分、それから、コンプライアンスとは具体例（情報管理等）として70分、それから、コンプライアンスのケーススタディ（セクハラ・パワハラ・マタハラなど）として80分の3段構成になってございます。

最後に、事例の3といたしまして、テキストと解説映像教材を交えた研修の一例でございますが、こちらの内容といたしましては、学習テキストにある五つのテーマ、コンプライアンスとは、ハラスメントの種類、個人情報保護等について、1テーマ20分ずつの解説映像を視聴するものとなっております。

なお、いずれの事例も一例でございまして、学習時間などは様々ございまして、この1から3までを組み合わせたパッケージを提供しているという事業者もあるようでございます。

ご承知のとおり、コンプライアンスにつきましては、端的に申し上げれば、法令遵守となりますが、概念としては、かなり、これ、幅広いものだというふうに認識してございます。そういった意味では、区の職員は、地方公務員として地方自治法、それから地方公務員法などの法令遵守はもとより、高い倫理感を持ち合わせていることが必要だということがございますので、区では、職層や職歴に応じて、人材育成の一環として多くの研修を計画的に実施しております。

そのほか、今年度は、事件の発生を受けて、一例としてご紹介した研修以外にも、管理職向けや一般職員向けの集合研修、コンプライアンスに関する集合研修なども様々実施しているような状況であるというところでございます。

ご説明が長くなりましたが、以上でございます。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

ということで、ただいまご説明いただいたうち、4点ありましたけれども、まずは、1点目については、コンプライアンス研修、それから、政治倫理条例の勉強会の順番で、改めて別の機会で議会の基本条例の研修の開催というところを、開催を検討するというので、まず、いいかどうかということですね。そこについてお伺いしたいと思いますが、それでよろしいですか。

○のざわ委員 その決定の前に、ちょっと二つ。一つは、コンプライアンス学習パッケージの事例ですね、資料2、ご準備、本当にどうもありがとうございました。

それで、二つ目なんですけど、先ほどの政治倫理条例、この点に関しまして、私は、意見といたしまして、政治倫理条例までつくるのはどうかなという意見の中で、でも、いろんな皆様のお考えある中で、勉強会はそういう意味では大切だと思うんですが、ぜひ、できたら、条例以外にも、要綱、指針、手引とか、4段階ありまして、何も作らない、手引きを作る、政治倫理手引、政治倫理指針、政治倫理要綱、政治倫理条例と、こういう形で、全部を見せていただきながら、その違いを明確にし、その上で、どれにするかというのを決めるという細やかな手続をしていただけたらと思うんですが、以上2点でございます。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

まずは、皆さんで勉強会または研修を受講した上で、どういうふうにしていくのかというところは、皆さんでの協議が必要かなというふうに、全員が多分考えていると思います。あと、再発防止という観点で、優先度というところがありますので、先ほど申し上げたコンプライアンス研修と、それから、政治倫理条例に関する勉強会という、こういう順番が妥当ではないかなということですね。そこについて、皆様、よろしいかどうかというところは確認したいです。

はまもり委員。

○はまもり委員 順番については、そのとおりでよろしいかなというふうに私は考えています。議会基本条例についても、ご説明いただいたところにもありましたように、透明性とか、議会の役割とか、使命とか、そういったことを確認していくと。今回、官製談合という意味では、議会の在り方というところで、大きく大事な点ではあると思いますので、ここは、勉強会はやるということで、順番としてはご提案いただいたとおりでいいかなというふうに考えております。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

牛尾委員。

○牛尾委員 私も、この政治倫理と、あと、コンプライアンス、これはセットでもいいのかなと。あと、議会基本条例については、やはり性格が少し違うことになるのかなということなんで、これは、こういった特別委員会の場でなくても、条件整備の中でとか、そうした機会にまた改めて設けるということでよろしいのではないかなと。ただ、やらないということじゃなくて、そうした場で学習会をやっていくということは必要だと思います。

もう一つは、政治倫理について、今、次長のほうから、議員の守るべきものとか、いわゆる一般常識ですよ。そういったことが政治倫理に当たるということですけども、各自治体の政治倫理条例を見てみますと、もちろんそうしたことが書かれてあるんですけれ



ども、要するに、私が提案した政治倫理条例というのは、再発防止、そして、議員が何かした、したというか、しようとする際の抑止策としての条例が必要なんではないかと思っ  
ていまして、ただ、理念だけ書いてあるということでは、それを守らない方が確かにいら  
っしゃるんで、意味がないかなと思うんですけども。大事なのは、その抑止策、例えば、  
審査会をつかって、区民の方がそこに通報できるとか、そうしたものが各自治体に示され  
ているんで、そうした各自治体の状況なんかを知っている方を、ぜひ、講師として招いて  
いただきたいと思えますけど。

○小野委員長 はい。ご意見ありがとうございます。

言葉の定義なんかも、それぞれまたちょっと違いがあると思えますので、研修の中には  
そういった基本的なところですか、あと、ほかの自治体の事例などもしっかりと踏まえ  
た上でということを選定させていただくということに進めたいと思えますけど。

白川委員。

○白川委員 私は、基本的に条例にするのは反対なんです、倫理を。なぜかと申します  
と、今回は犯罪が起きているんですよ。犯罪が起きているんで、犯罪を防止するとい  
うときに、その犯罪を起ささないという条例をつくるって、物すごい矛盾なんです。よ  
ね。だから、つくる、つくらない、だから、つくるため、つくるかどうかを検討するた  
めの研修をやるというのは構わないんですが、やっぱり、そこで議運に1回下ろして、こ  
れ、やるかどうかというのを見ると。（発言する者あり）

できれば、犯罪が起こった、なぜ発覚したかというところもきちんと見るというのが多  
分大事なので、ぜひ、議運で100条委員会についても、可否を問うたらどうかと思  
います。（「いいね」「いいよね」と呼ぶ者あり）

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

たしか、まだ陳情が残っていたかと思えますので、そういったところも、もしかしたら  
ご意見としてあるかもしれません。

あと、まずは、この条例をどうするかという前に、勉強会というところ、そもそもど  
ういうものなのかというところを全議員で理解をするということで、今回、勉強会にな  
っていますので、そこについては、皆様、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それから、今回、提案の3者というところで、どの方を選ぶかとい  
うので、それぞれ今ご意見いただいたんですけども、こちらについては、正副委員長で  
お預かりして、一任していただくということでもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

それから、先ほど次長からもありましたけれども、一応、全議員を対象にした勉強会と  
いうことで準備を進めてまいりたいと思えますけれども、そちらについてもよろしいで  
しょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

それから、日程なんですけれども、限られた日程の中でというところで、今、1月21、  
22、23のこの3日程の中で、何とか調整ができないかというところで検討したいなど

思っております。また、どういう状況になったかという進捗なども、皆様に適宜共有をさせていただきたいと思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思っております。

詳細については、改めてご連絡をさせていただきます。

ということで、コンプライアンス研修については、以上でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。次に、（3）刑事確定記録閲覧手続きについてです。

こちらは、進捗状況について、区議会事務局から報告をお願いいたします。

○石綿区議会事務局次長 先ほど、すみません、マイクに近づき過ぎてしまったせいで、音が割れてしまったようで、大変失礼しました。少し熱くなってしまったようです。大変失礼しました。（発言する者あり）頭を冷やして、もう一度ご説明させていただきます。

刑事確定記録閲覧手続きについてのご説明でございます。これぐらいで大丈夫ですかね。ちょっと近づき過ぎちゃって……

○小野委員長 取れば。

○石綿区議会事務局次長 それでは、前回——声が大きいんですかね。（発言する者あり）大丈夫ですか。

○小野委員長 大丈夫です。

○石綿区議会事務局次長 すみません。

それでは、前回の委員会で決定を頂きました刑事確定記録閲覧手続きにつきまして、本日までの進捗をご報告をさせていただきます。

刑事確定記録閲覧の申請につきましては、先般、小野委員長から議長にご了解を頂きまして、先週の18日、委員長それからはやお委員と共に、東京地方検察庁に申請書を提出させていただきました。今日は、委員限りとさせていただきます、その際に提出した資料一式というものを皆様にお示しをしているところかと思っております。

簡単にご説明をさせていただきますと、申請は、被告ごとに2件を提出いたしましたところでございます。それぞれ保管記録閲覧申請書に加え、閲覧目的の詳細として、理由書というものを添付してございます。

なお、請求自体は議長の承認を得てございますので、千代田区議会として行っておりますが、請求者と閲覧者が同一でなければならないということがあるようでございまして、実務的な領域にも当たるものですから、請求の行為そのものを議長から委員長に委任する形式を取らせていただきました。併せまして、地検のご指示によりまして、それに係る委任状というものも提出をさせていただいているところでございます。また、閲覧の対象といたしまして、請求書上は幅広く記載をさせていただきましたが、この請求書提出時の地検からの聴聞によりまして、それぞれの被告人の供述調書、元副区長の供述調書という部分に絞らせていただき、理由書のほうには追記をさせていただいております。

閲覧の開始決定の時期というのは、今のところ未定でございますが、早くても一、二か月はかかるというような見解を頂いているところでございますので、これは、あくまでも見込みでございますが、また進捗がございましたら、改めてご報告をさせていただければと思っております。

以上でございます。

○小野委員長 はい。ご説明ありがとうございます。

ということで、今回のこの資料でございますが、二つございますけれども、委員限りですので、取扱いは注意をお願いいたします。

何か質疑がありましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、質疑なしということで、以上で、1の確認——あ、ございますか。（「ない、ない」と呼ぶ者あり）よろしいですか。1の確認・報告事項を終了いたします。

次に、2のその他に入ります。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。事務局から何かございますか。

○石綿区議会事務局次長 ございません。

○小野委員長 はい。では、以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時32分閉会